



～やまぐち・くらし安心ネット通信～  
発行：山口県消費生活センター

令和4年8月10日  
-260号-

消費生活**トラブル**情報

火災保険・地震保険



「保険を使って無料で家屋の修理します」にご注意

相談事例

台風の後、業者が訪問してきて・・・



今回の台風で被害を受けたことにすれば、  
古くなったところも  
**保険を使って無料で修理**  
できますよ！  
**保険申請も代行**します！

と勧誘されて、  
その場で契約した。



冷静になって考えると・・・

うその理由で保険金請求することに不安を感じ、解約を申し出たところ、  
30%の違約金を請求された。

解約の場合は、  
違約金30%です

こんな高額な違約金がかかるなんて！



アドバイス **すぐに契約しないで、まずはチェック**

**まずはご自身で損害保険会社・代理店へ連絡を**

保険金の請求は、ご自身で簡単に行うことができます。  
うその理由で保険金請求することはできません。※詐欺に該当する場合があります

**依頼する時は契約内容をしっかり確認**

修理をキャンセルした時の違約金や保険申請サポート費用の名目で、  
高額な請求を受ける可能性があります。

参考：消費者庁リーフレット「保険を使って無料で修理しますと勧誘を受けた時にトラブルに遭わないためのポイント」

山口県消費生活センター TEL:083-924-0999 (相談) / 083-924-2421 (消費者教育)

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 FAX:083-923-3407

山口県消費生活センター

相談受付時間 [月～金] 8:30～17:00 ※土曜・日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 [月～金] 9:00～16:30(入場受付16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前に御連絡をお願いします。

お知らせ

# クイズに答えて エシカル消費をまなぼう！



## まなぼうエシカル!クイズキャンペーンinやまぐち

県では、地球温暖化や食品ロスのような消費に関わる社会問題への取組として、エシカル消費を推進しています。現在、県民の皆様にエシカル消費について理解を深めていただくため、クイズキャンペーンを実施しています。

応募資格

山口県内に居住または通勤・通学されている方  
(団体での応募も可)

応募期間

2022年  
7/1(金)~8/31(水) **必着**

応募方法

クイズの回答をWeb、Eメールまたは郵便で送付  
詳しくは「まなぼう エシカル」で検索

まなぼう エシカル 検索

<https://ethicaiquiz.com>



サイトアクセス用  
QRコード



賞品  
正解発表

QUOカード3,000円分(応募者の中から抽選で20名)  
9月1日(木)(山口県消費生活センターのホームページにて発表)

## 注意情報 未納料金名目の不審電話に注意



携帯電話に電話がかかってきて・・・

その後、再び電話がかかってきて・・・

「電話料金のことで話があるので、  
後ほど電話があります」  
※音声ガイダンスの場合もある

「●払い※の未納料金が数十万円あります」

と高額な未納料金があることを告げてきたり  
個人情報聞き出そうとしてくる。

※携帯電話会社のスマートフォン決済サービス



電話やメールでの支払い要求は要注意  
身に覚えのない料金請求には応じず、警察へ相談

参考：山口県警察本部「防犯情報」

### 消費者ホットライン「188」 御案内の流れ

郵便番号が分かる

1 →

を押す

○郵便番号(7桁)入力

郵便番号が分からない

2 →

○固定電話の場合は地域を選択。携帯の場合は最寄りの窓口へ

お住まいの市町の  
消費生活センターや相談窓口

又は

山口県消費生活センターなど